

モニタリング結果表

公の施設名	登米市南方総合運動場	所 管 課	生涯学習課
施設の所在	登米市南方町堤田38番地	電 話	0220(58)5383 ※中央運動広場
指定管理者	～いきいき健康づくり～ スポーツクラブみなみかた (代表)		会長 三浦 隆悦
指 定 期 間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	設置条例名	登米市体育施設条例

1 利用状況

(1) 利用状況

項 目	4年度 実績	5年度 実績	6年度 実績	7年度 実績		備考
稼働(開館)日数	359	360	359	359		
利用件数	380	328	310	314		
内減免件数	361	317	299	300		
利用者数	8,449	7,061	6,019	6,369		

(2)施設管理以外で仕様書に定める事業の実施状況(例:公民館事業)

[illegible]

2 項目別評価

評 価 大 項 目				指定管理者 評価	所管課 評価		
(総括1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか				A	A		
中 項 目	(1) 利用者の平等な 利用の確保	小 項 目	①利用者に対して公平に利用機会を提供しているか	A	A	S	A
			②利用料金の減免手続きを適切に行っているか	A		A	
			③利用者の意見要望を把握し、適切に対応しているか	A		A	
			④利用者層拡大、利用者数増加の取組を行っているか	A		A	
	(2) サービス向上の 具体的な手法及び期 待した効果に係る取 組	小 項 目	①利用者へのサービス向上のための取組を行っているか	A	A	A	A
			②社会体育振興のための施設の機能を活用した取組を行っているか	A		A	
			③施設情報の提供に係る広報の取組を行っているか	A		A	
			④地域や関係団体との連携を行っているか	A		A	
指定管理者の自己評価			ホームページ上で施設の空きが確認でき、利用者にとって利用しやすくなるよう努めている。また、大会等で早い時間から開催したい場合も、利用者の要望に柔軟に対応している。				
施設所管課による評価			ホームページで施設の予約状況を確認することで、利用申請がしやすく公平性も保たれている。利用者の要望に応じ開館時間を柔軟に対応するなど利用しやすい環境を整えているほか、利用受付や減免手続きなど適正に行っており、水準どおりと評価した。				
(総括2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか				A	A		
中 項 目	(1) 施設の適切な維持 管理	小 項 目	①設備の保守点検や清掃、警備、衛生管理、環境整備等の維持管理業務を適切に行っているか	A	A	A	A
			②個人情報保護対策は適切に行われているか	A		A	
			③省エネ、ゴミの抑制、リサイクルの推進等の環境負荷低減の取組を行っているか	A		A	
			④施設の安全確保のための取組を行っているか	A		A	
			⑤損害保険等必要な保険に加入しているか	A		A	
	(2) 施設の適切な管理 運営経費	小 項 目	①収支計画書と比較して収支状況は適正か	A	A	A	A
			②管理業務効率化・管理経費縮減の取組を行っているか	A		A	
			③収入確保の取組を行っているか	A		A	
指定管理者の自己評価			施設・設備の点検・管理は適切に行っている。対応が難しい場合などは、速やかに市へ報告し判断を仰いでいる。				
施設所管課による評価			収支黒字を維持しながら敷地内の電源設備の修繕を実施するなど、施設の適切な維持管理に努めたことから、総合的に水準どおりと評価した。				

(総括3) 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか					A		A	
中項目	(1) 安定的な運営が可能となる組織力	小項目	①施設管理の運営に関する基本的な考え方を持っているか	A	A	A	A	
			②施設の管理運営を行うための適切な人員体制となっているか	A		A		
			③施設の管理運営に関わる従業員の労務管理は適切か、また福利厚生の実を充実しているか	A		A		
			④施設の管理運営に関わる従業員の指導育成は計画どおり行っているか	A		A		
			⑤緊急時の危機管理体制は整備されているか	A		A		
	(2) 安定的運営が可能となる経理的基盤	小項目	①団体の財務状況は健全か	A	A	A	A	
			②経理規程等が整備され、指定管理業務に係る経費が適切に管理されているか	A		A		
			③団体としての監査体制があり、適切に監査を行っているか	A		A		
指定管理者の自己評価			職員の常駐はないが、施設内にある西郷公民館が避難所に指定されており、緊急時の連携体制や、市への連絡体制を整え、安全に使用できるよう徹底している。					
施設所管課による評価			施設の設置目的に沿った管理運営を行うとともに、適切な管理体制となっており、水準どおりと評価した。					

3 総合評価

総合評価	指定管理者による総括自己評価		施設所管課による評価	
	評価	見回りはもちろんのこと、業務委託先と連携し、常に連絡を取りながら施設管理を行ってきたことにより、安全に施設をご利用いただいた。 施設・設備の不具合は、関係各所へ連絡を迅速に行い、利用者へ迷惑をかけないように対応していた。	評価	利用者の要望に応じ開館時間を拡大し、利用しやすい環境を整えた。協定施設の収支は施設ごとに赤字・黒字があるが、指定管理施設全体の収支は黒字となっている。 また、経過年数による施設・設備の経年劣化・不具合等の対応を迅速に行うなど、水準どおりと評価した。
	A		A	

評価の基準		評価
協定書や事業計画書等の水準を上回っている		S
協定書や事業計画書等の水準どおりである		A
協定書や事業計画書等の水準を下回っている		B